

## 大門議員要求

# 家族従業員給与認めよ

## 財務相 所得税法「研究する」



日本共産党の大門実紀史議員は二十四日、参院財政金融委員会で、中小企業の家族従業員（事業主と生計を一にして事業に従事する配偶者・親族）の給与を必要経費と認めない所得税法第五六条について、「経済的不公正・不利益があり、働く人間の給与を認めなければ税法上の人権にかかる。見直しを求める」と要求しました。

与謝野馨財務・金融担当相は、「研究してみる」と答弁しました。同法第五六条は、家族従業員の給与を必要経費と認めず、事業主の所得に合算すると仕方に差別する前提が間違っている。まず実際に働いている人を「働いている」と税法上で認めることが大前提だ」と批判。各地の地方議会や税理士会が廃止を求め、米国やドイツなどでは家族従業員の給与を必要経費と認めていることを強調し、財務省が見直しに踏み切ることを重ねて求めました。

この間、全国各地の地方議会で、所得税法第五六条を廃止し、業者婦人の地位向上を求める意見書があげられています。その働き分が認められないのは、世界の流れにも逆行する重大な問題です。

女性です。同じ仕事をしているのに、青色申告、白色申告で差別され、一人の人間としてその働き分が認められないことは、世界の流れにも逆行する重大な問題です。

分を必要経費と認めてこなかった財務省を一步動かしたものです。家族従業者の八割は

女性です。同じ仕事をしているのに、青色申告、白色申告で差別され、一人の人間としてその働き分が認められないことは、世界の流れにも逆行する重大な問題です。

女性です。同じ仕事を

しているのに、青色申告、白色申告で差別さ

れ、一人の人間として

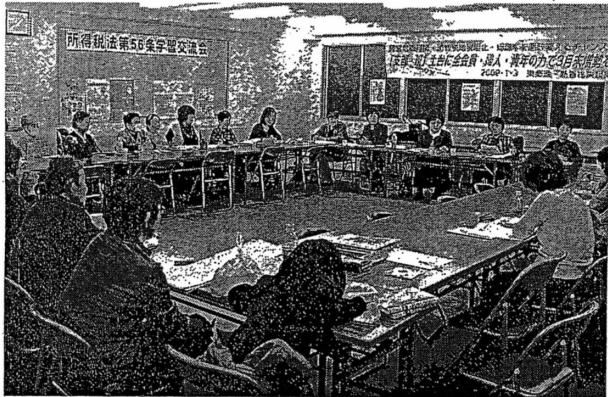
その働き分が認められ

ないのは、世界の流れ

にも逆行する重大な問

題です。

# 東京都小金井市 56条廃止の意見書採択



東京都小金井市議会は6月24日、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」を全会一致で採択しました。都内では初です。この間の民主商工会(民商)婦人部の運動が議会を動かしたものでした。

## 公明も「反対理由ない」

小金井・国分寺  
国立民商婦人部

## 本会議傍聴し安堵

本会議を傍聴し、かたずを飲んで待つてい

た小金井・国分寺国立  
民商婦人部の山田紀子  
部長や若藤好子さんら  
4人は、採択の知らせ

を聞き安堵の声をもら  
しました。

「採択されて本当に

よかったです。部員たちに  
も知られて、多摩東地  
域の全市(武藏野市、  
三鷹市、立川市、昭島  
市・国分寺市・国立市)  
でも採択されるよう、

小金井・国分寺国立商  
婦人部も参加した東婦  
協の学習会(3月)

協の学習会(3月)

も協力して、それを  
実現することができ  
ました。

各市議会に働きかけた  
い」と抱負を語っています。

婦人部では陳情書提出に先立ち、東商連婦  
人部協議会(東婦協)  
の学習会(3月)に参  
加。「所得税法第56条  
廃止は自分たち業者婦  
人の要求。運動の中で  
そう強く実感した」56  
条を廃止すれば女性の  
地位向上につながる」  
と請願を出すことで、  
反対意見や議員の様子  
が分かった。まずは行  
動することが大事」と  
の各民商婦人部の報告  
を聞き、一步踏み出

すと6月議会での採  
択をめざすこと。多  
摩東地域の4民商婦人  
部が協力して、それを  
実現することができ  
ました。

その後、日本共産党  
市議団と懇談。森戸よ  
う子議員が「全商連婦  
人部協議会(全婦協)  
は『同条が女性差別撤  
廃案に違反にある』  
と述べている。市議会  
は女性議員も多いの  
で、この点も含めて女  
性の地位向上も陳情に  
盛り込むとい」とア  
ドバイス。陳情書の文  
章を練り直していました。

6月17日の総務委員  
会では「青色申告にす  
れば問題ない」との反  
対意見が出ましたが、  
日本共産党の板倉真也  
議員が「青色や白色と  
いった税法上の申告方  
法で区別し、働く人の  
給与を正当に認めないと  
ことには問題がある」と

## 都内で初、全会一致

説明。理解と賛同を得て、全会一致で採択されたものです。議会では公明党の議員も「所得税法第57条

が取り扱われる。しかし今は社会情勢も変わってきた。意見書採択に反対

する理由はない」と賛同するなど、理解が広かりました。  
(小金井・国分寺国立・小林功通信員)